

事案書 (  経営会議       調整会議 )

開催日：平成24年11月20日(火)

担当課：都市施設部 道路安全対策課

<p>件 名：(仮称)大和市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について</p>	
<p>提出理由：第1次及び第2次一括法の施行により、道路法、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、(仮称)大和市道の構造の技術的基準等を定める条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次及び第2次一括法)により、道路法、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(移動等円滑化法)が改正された。</li> <li>これにより、これまで国が法令等に定めていた道路構造や標識の寸法、移動等円滑化のための道路構造に関する統一の基準については、それぞれの道路管理者である地方公共団体が、現行の道路関係法令等を参酌して条例で定めることとなった。</li> <li>なお、一括法に掲げる規定の施行の日(平成24年4月1日)から起算して1年を超えない期間内において、条例制定がされるまでの間は、現行の道路関係法令等で定める基準を市が条例で定めた基準とみなす。</li> </ul> <p>2. 条例制定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が法令等に定めていた基準を、大和市道に適合するよう、条例を新たに制定する。なお、条例化に際しては、現行の道路関係法令等を参酌することとする。</li> <li>市道の構造の技術的基準、市道の道路標識の寸法、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する技術的基準のそれぞれについて規則を制定し、具体的な事項を定めることとする。</li> <li>本市独自の基準について検討したが、市道の構造及び道路標識は、交通との関係が密接であり、近隣地域との整合性が重要になることから、新たに本市のみの基準を設ける必要はないと判断した。</li> </ul>	<p>3. 条例の骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制定の趣旨</li> <li>用語の定義</li> <li>市道の構造等の技術的基準</li> <li>規則への委任</li> </ul> <p>4. 規則に定める主な内容</p> <p>(1) 大和市道の構造の技術的基準を定める規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の幅員</li> <li>道路の線形</li> <li>道路の勾配</li> <li>路面の構造</li> </ul> <p>(2) 大和市道に設ける道路標識の寸法を定める規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案内標識の寸法、文字の大きさ</li> <li>警戒標識の寸法、文字の大きさ</li> <li>補助標識の寸法</li> </ul> <p>(3) 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則 (大和市交通バリアフリー基本構想で位置づけられた特定道路を整備する際の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員</li> <li>歩道の勾配</li> <li>歩道の構造</li> </ul> <p>5. 県内各市町村の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の法令、及び県の基準に基づき条例を定める市町村 川崎市・相模原市他28市町村(大和市含む)</li> <li>市独自の基準を条例に定める市 横浜市・海老名市・綾瀬市</li> </ul>
<p>経 過</p> <p>H23. 5 第1次一括法公布</p> <p>H23. 8 第2次一括法公布</p> <p>H23. 12 道路法及び移動等円滑化法の改正</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24. 12 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H25. 3 議案上程</p> <p>H25. 4 条例施行</p>